

清水町選挙ポスター掲示場条例（平成2年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ポスター掲示場の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の投票区ごとの選挙人名簿登録者数は、法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録（その選挙に係る同項の規定による選挙人名簿の登録を除く。）が行われた日のうちその選挙の期日の告示のあった日の直前の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(ポスター掲示場の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の投票区ごとの選挙人名簿登録者数は、法第22条第1項又は第2項の規定による選挙人名簿の登録（その選挙に係る同項の規定による選挙人名簿の登録を除く。）が行われた日のうちその選挙の期日の告示のあった日の直前の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。